

平 戸 市 監 査 公 表 第 142-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和元年 10 月 3 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

生月支所地域振興課

第 3 監査の期間

令和元年 5 月 14 日（火）、15 日（水）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：生月支所地域振興課】

区分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1. 契約事務について</p> <p>予定価格が、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合には、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>今後、このような事がないように十分注意し、関係例規に基づき適正な事務執行をします。</p>
指導事項	<p>1. 生月大橋公園の指定管理について</p> <p>生月大橋公園の指定管理を受託している事業者については、施設の管理と併せて売店事業を運営し、体験観光事業会計、売店事業会計、指定管理事業会計の 3 つの事業会計に分けて決算を行っている。</p> <p>事業者の指定管理事業の決算書では、繰越金が発生しているが、市へ報告された決算書では収支が同額となり繰越金は発生していない。また、指定管理の申請時の予算では、売店施設の使用料相当分として売店事業会計から 28 万円を指定管理事業会計に繰入する計画となっているが、市への決算報告では、平成 29 年度は 4,150 円の受入しか計上されていない。</p> <p>また、前回の定期監査時にも指摘しているが、当該事業者は暦年決算、指定管理事業は年度決算となっており、提出されている指定管理報告書の内容では、決算書や実施事業の内容がわかりにくいものとなっている。</p> <p>指定管理受託者と行政が連携し、明確な業務区分と積算根拠による決算報告書への見直しを図られたい。</p>	<p>事業者の決算書と指定管理事業の決算書の数値が一致するように、指定管理者に説明・指導を行いました。</p> <p>決算年度については、年度で統一できるか協議を行います。また、年度で統一できない場合は、内容がわかるような資料を作成するよう指導を行います。</p>

意見	1. 生月風力発電設備無償譲渡について 市と譲受人との間で締結している譲与物件の解体、撤去に係る費用についての覚書の第1条において、譲受人は定期預金（親和銀行 3,000 万円）を預金し、解体費用相当額に達するまで積み立てることになっており、今後は覚書の第2条に基づき定期的に残高証明書の提出を求め、確認するよう努められたい。	7月5日付けで確認しております。 以後も定期的に確認を行います。
----	--	-------------------------------------